

## 地域包括支援センターの今後のあり方について④

### 1 検討の進捗 (第 5 回介護保険運営協議会報告事項)

第 9 期計画においては、日常生活圏域数、地域包括支援センター (以下「包括」という。) の設置数は変更せず、包括の負担軽減を図るため、まずは西部圏域 (主に滝山団地や久留米西団地等の集合住宅) のバックアップを優先課題としている。

また、既存の包括と在宅介護支援センターの役割を整理しつつ、現状の問題点や課題を踏まえた上でブランチの効果的な運営を検討している。

### 2 役割等

包括、ブランチ、在宅介護支援センターの役割等については別紙のとおり

### 3 現状

市内に 3 つの包括 (東部・中部・西部) と 1 つの在宅介護支援センターを設置

### 4 課題

- ・ 3 つの包括の機能・体制の平準化の維持
- ・ 包括の業務負担軽減
- ・ 包括の人材育成と人材確保
- ・ 地域特性として、西部圏域には、建築年が古い大規模な集合住宅が複数あり、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が多く、在宅要支援者が増加している。

### 5 課題に対する考え方

- ・ 包括の機能・体制の充実のため、総合相談支援業務におけるブランチの活用を図る。
- ・ 十分な実績のある在宅介護支援センターを住民の利便性や支援の継続性を踏まえ、地域の住民からの相談を受け付け、集約した上で包括につながるためのブランチとして活用する。
- ・ 3 圏域 3 包括の枠組みは変えず、ブランチの担当エリア設定等により、包括の業務負担軽減を図る。

### 6 体制整備 (第 9 期計画期間中)

- ・ 3 圏域 3 包括 1 ブランチ (在宅介護支援センターからブランチへ移行)

## 7 期待される効果

### 【ブランチ設置】（第5回介護保険運営協議会資料より再掲）

ブランチの活用は、総合相談支援業務においては包括が行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、包括の業務との一体性を確保した上で実施する必要があるが、包括の業務負担軽減が期待できる。

また、役割を整理することで、より包括の専門性が必要とされる業務への対応や、「地域づくり」に充てる時間の創出につながることも期待でき、市民サービスの向上にもつながる。

### 【在宅介護支援センターからブランチへの移行】

- ・これまで地域で培ってきた実態把握や相談事業によるノウハウ、地域における関係機関とのネットワークなどの活動実績やそのデータ等が活用でき、これまでの仕組みを活かしてブランチの役割が果たせる。
- ・地域の住民にとって、ケアの継続性が確保され、包括との地理的連携も期待できる。
- ・在宅介護支援センターとして担ってきた機能や実績を活かしながら、包括を補完し、地域におけるブランチとして地域密着型の相談機能を中心に地域住民への身近な協力機関としての役割を担うことができる。

別紙 包括・ブランチ・在宅介護支援センターの比較

	地域包括支援センター	ブランチ	在宅介護支援センター (法律上は老人介護支援センター)
根拠法	介護保険法 第115条の46第1項	介護保険法	老人福祉法 第5条の3、第20条の7の2
役割	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設	地域包括支援センターと連携のもと、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で地域包括支援センターにつなぐための「窓口」※ ※地域包括支援センターが総合的に取り組むべき包括的支援事業の一部のみを取り出して委託することは認められないが、包括が4つの包括的支援事業に一体的に取り組むことを前提として、身近なところで相談を受付、包括につなぐための「窓口(ブランチ)」機能を持つ場を設けることは可能	主に居宅において介護を受ける高齢者やその家族の相談支援や関係機関との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設(老人福祉施設)
対象者	高齢者やその家族、地域住民	高齢者やその家族、地域住民	高齢者やその家族、地域住民
業務内容	○包括的支援事業 ・介護予防ケアマネジメント業務 ・総合相談支援事業 ※権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ○指定介護予防支援事業として介護予防支援業務	○包括的支援事業 ・総合相談支援事業	・在宅介護に関する相談の受付、情報提供、総合調整 ・地域の高齢者の実態把握
人員配置	3職種※の配置(必須) ※保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)	3職種のいずれか1職種を配置	—
財源	・公費(租税等) 77.0% (国:38.5%、都:19.25%、市:19.25%) ・第一号保険料 23.0%	・公費(租税等) 77.0% (国:38.5%、都:19.25%、市:19.25%) ・第一号保険料 23.0%	・公費(租税等) 市:100%